

モバイル緊急通報事業化 10市町村が導入

長らく実験を重ねてまいりましたモバイル機器での緊急通報が、令和6年度より実用化される事となりました。

今年度は、甲府市・昭和町・中央市・南アルプス市・韮崎市・富士川町・市川三郷町・身延町・早川町・南部町の10市町村にて順次導入が開始されます。

《安心と信頼の実績》

山梨県見守りセンターは、一人暮らし高齢者に特化した緊急通報受付コールセンターです。2011年の設立から市町村の委託を受けて活動を行い、2024年現在では、県内27市町村のうち、20市町村を対象に、見守りサービスを展開しています。

《活動内容》

- 高齢者の緊急事態に対応**
高齢者が急な体調不良や事故などで助けが必要な時、設置したモバイル端末からすぐに山梨県見守りセンターに連絡できます。
- 緊急時の救急車の手配 関係者への連絡**
緊急時には看護師が状況を確認して救急車の要請を行います。必要な場合は支援者やご家族に連絡をすることもできます。
(自宅敷地内からの連絡のみ、看護師が緊急要請できます。)
- 24時間対応**
通話料は有償通話(30分H24時間制)で計り付けてあり、緊急事態に迅速に対応します。
- 看護師への相談や 定期的な確認連絡**
ちょっとした看護師の相談のほかに、センターから定期的に高齢者の方とコミュニケーションを行います。

高齢者の方が
住み慣れた地域で
いつまでも安心して
生活できる山梨へ



在宅高齢者見守り事業 「ふれあいペンダント」

高齢者緊急通報システム モバイル版

ひとり暮らし高齢者の
生活の不安を「見守りたい」



特定非営利活動法人
山梨県見守りセンター
https://mimamori.or.jp

緊急・相談通報受付コールセンター

特定非営利活動法人
山梨県見守りセンター

T400-0032 山梨県甲府市中央二丁目13-2
お問い合わせ・お申し込み方法はこちら

055-221-8820
https://mimamori.or.jp



山梨県見守りセンター 055

独居高齢者の抱える不安を解消

徐々に衰えていく身体状況に比例して、「もしも倒れた時そのままにならないか…」など、一人だと健康面や病気の心配が膨らんでいくものです。看護師に24時間相談できる為、見守ってもらえる安心感から不安が和らぎます。



新たに モバイルサービス開始!

携帯・スマートフォンでの 緊急通報が可能に!

これまでは固定電話回線に取りつける専用の通報装置が必要でしたが、お手持ちの携帯電話・スマートフォンでもサービスをご利用できるようになり、より便利になりました。

※モバイル端末をご利用いただける市町村
甲府市・昭和町・中央市・南アルプス市
韮崎市・富士川町・市川三郷町・身延町
早川町・南部町

簡単操作で すぐに見守りセンターに相談

タッチするだけで簡単に通報できます。緊急事態のほか、日々の生活でお悩みの事、お困りの事があればお気軽にご相談ください。



LINEでチャット対応可能

身体的事情で声を出すことが困難な方や、難聴で電話対応が困難な方はLINEのチャット機能を利用することで、看護師と円滑にコミュニケーションを行うことができます。



Point 1 固定電話回線が不要
近年、固定電話回線を持たない高齢者世帯が増加傾向にありますが、携帯電話・スマートフォンをお持ちの場合、固定電話がなくてもサービスを受けることができます。

Point 2 使い慣れた携帯・スマートフォンで利用可能
特に新たな機械の貸し出しはありません。使い慣れたお手持ちの携帯電話・スマートフォンをそのままお使いいただけます。

Point 3 手厚いサポート体制
携帯電話・スマートフォンに不慣れな方、操作に自信のない方には、電話対応だけでなく、訪問して操作方法のサポートを行います。

「高齢者緊急通報システム」ご利用の詳細について（2024年7月現在）

高齢者緊急通報システムとは？

市町村から貸与された緊急通報装置、またはご自身の携帯電話・スマートフォンを使用して、急病や事故などの緊急時や、体調不良などの相談時に当センターに繋げることができる在宅見守り事業です。各市町村ごとに実施しており「ふれあいペンダント」とも呼ばれ、30年に渡り地域の高齢者の在宅時の見守りに貢献しています。

システム運用の為にセンターには看護師が24時間常駐対応しており、会話の内容に応じて地域の協力員に見守りをお願いしたり、救急車の出動を要請します。また、利用者には月に1回程度「お元気コール」のお電話で、健康状態や生活の様子を聞き取り安否の確認をします。

対象者は？ 65歳以上の一人暮らし・又は、高齢者世帯が対象です。

利用の申請をするには？

ご利用を希望の方は山梨県見守りセンターに電話で申し込みをお願いします。

055-221-8820 へお問い合わせください。

日時を決め、センターの担当職員がご自宅に訪問して詳しいご説明をしながら申請書類の作成とお申し込みをお手伝いいたします。

※申請書を市町村に提出後、市町村で利用可能かどうかの審査が行われます。

市町村対応窓口

・モバイル通報&緊急通報装置対応市町村

甲府市：長寿介護課 055-237-5613
昭和町：福祉課 055-275-8784
中央市：長寿推進課 055-274-8558
韮崎市：長寿介護課 0551-23-4313
市川三郷町：福祉課 055-242-7057
富士川町：福祉保健課 0556-22-7207
早川町：福祉保健課 0556-45-2363
身延町：福祉保健課 0556-20-4611
南部町：福祉保健課 0556-64-4836
南アルプス市 介護福祉課 055-282-7347

・緊急通報装置のみ対応の市町村

甲斐市：長寿推進課 055-278-1693
北杜市：福祉課 0551-42-1334
笛吹市：長寿支援課 055-261-1902
甲州市：介護支援課 0553-34-5434
山梨市：介護保険課 0553-22-1111
大月市：福祉介護課 0554-23-8034
都留市：長寿介護課 0554-46-5114
道志村：住民健康課 0554-52-2113
丹波山村：住民生活課 0428-88-0211
小菅村：住民課 0428-87-0111

緊急通報システムはこんな時に役立ちます。

病気の急変

心疾患や脳梗塞などの疾患で、病状が急変した場合など緊急通報を受けたセンター看護師が聴取をしつつ迅速に救急車を要請し、駆けつけ可能な協力員や親族に連絡を取ります。



突然の胸痛



突然の頭痛

事故・怪我

高齢になって筋力が落ちてくると、これまで問題なかった少しの段差でも、躓いて転んでしまうことがあります。（玄関の段差など）事実、センターには毎年多くの転倒による通報が寄せられています。

こうした怪我などの場合、看護師が相談者から詳細な状況を聞き取り、症状により適切な処置を指導します。また、救急車の手配を必要と判断した場合は本人に提案し、駆けつけ可能な協力員や親族に連絡を取ります。

打ち所が悪かった場合などは、骨折などで身動きが取れなくなってしまい何時間もそのままという事も起こり得るので、緊急通報システムによる見守りが役に立ちます。



転倒



足腰の悪い方がベッドから落ちて上がれなくなる場合もあります。

体調不良の相談

突然の体調不良やケガなどが起きた場合、医療機関に直接訪問する前に専門的なアドバイスを受ける手段として利用できます。

看護師が相談者の症状や状況を詳細に聞き取り、必要な初期対応や適切な医療機関への受診をアドバイスします。もしも相談時に高熱や胸痛、呼吸困難などの症状がある場合、看護師は緊急性を判断し、救急車の手配を提案することもあります。このような健康相談は、特に夜間や休日、遠隔地に住む方々にとって、迅速に医療情報を得るための助けとなります。



食欲不振



体調不良

お元気コール

利用者からの通報に対応するだけでなく、センターの看護師から月に1度、健康状態・生活状況の確認の電話をかけ利用者とのコミュニケーションをとります。健康異常などの早期発見に努め、必要に応じて通院や専門機関への相談を促します。不在着信が続く場合は、ご家族に入院などされていないか確認の電話を致します。



「最近ちょっとねえ〜」

生活の困り事の相談

生活に関わる相談内容には様々なものがあります。お問い合わせ内容によって、解決のサポートを行います。

例えば、高齢者を狙った不審な電話の相談や、不審人物の目撃情報についてのご相談があった場合、登録先の親族と情報共有を行っております。もし、すぐにでも利用者が巻き込まれる可能性が高そうな場合は警察に相談し、被害の抑止に努めております。



不審な電話による詐欺への不安



徘徊する不審人物による不安

他にも、これまで問題なく自分でひとりでできていたことが、体の衰えにより難しくなってしまったなどの相談は、自治体と情報を共有し、利用可能な支援者やサービスにつなげることもできます。



一人でできていたことが難しくなった



包括支援センター・役場と共有し、利用できるサービスへ繋げる



また、スマートフォンの操作に不安がある方、機器の不調が気になる場合などは、見守りセンターの訪問スタッフが直接説明や確認に伺わせていただきます。



操作が不安な方へのご説明訪問



端末がおかしい時の確認訪問

通報の流れ

通報時の流れは次の図のような形になります。

センター看護師が利用者から聴取を行い、必要であれば協力員に駆けつけをお願いし、並行して消防署に救急車の手配を行います。

